

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和2年10月21日

支出負担行為担当官

気象研究所所長 土井 恵治

### 1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している地震波形データ蓄積・表示システム装置について機能強化を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な地震波形データ蓄積・表示システムの機能・性能・構成及び操作等の詳細を熟知している法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 地震波形データ蓄積・表示システムの機能追加および取付調整
- (2) 業務内容 火山研究部所有の地震波形データ蓄積・表示システム装置についてのデータ蓄積装置の更新および波形印刷・検測・震源計算などの機能追加を行う。
- (3) 履行期限 令和3年3月31日（水）

### 3 業務目的

研究課題「火山活動の監視・予測に関する研究」のもと、地震波形データを自動・手動で蓄積し、地震波形データの表示を実現できるシステムを構築している。本件は、本システムに使用するデータ蓄積装置の更新および地震波形データの自動印刷や検測・震源計算などの機能強化に伴う取り付け作業を行うことを目的とする。

### 4 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 令和元・2・3年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- ③ 気象研究所から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (2) 技術力に関する要件
- 当研究部で使用する本システムの機能・性能・構成・操作に関して最新の知識を有するとともに、本システムで動作している機能の安定性を阻害せず、追加する機能について最大限に発揮させる技術力を有すること。
- (3) 業務執行体制に関する要件
- ① 本システムの構築についての作業工程表の提出や社内動作試験結果等の必要書類の提出に速やかに応じること。
- ② 本システムの機能追加に関する関連ソフトウェアなどは、既存のシステム動作を阻害せず、使用目的に沿って正常に動作するよう設定・調整すること。
- ③ 本システムについての技術的問い合わせを受け付ける電子メールアドレスおよびWEB ページを有しており、技術的問い合わせに対して原則として1営業日以内に回答する体制を有すること。
- (4) 業務実績に関する要件
- ① 地震波形データを蓄積、表示させるシステム構築の実績を有すること。

## 5 手続等

### (1) 担当部局及び問い合わせ先

① 公示及び説明書について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所総務部会計課用度係 豊崎 博行

電話 029-853-8566 F A X 029-853-8571

② 技術力等に関する要件について

〒305-0052

茨城県つくば市長峰1-1

気象研究所 火山研究部 第1研究室 安藤 忍

電話 029-852-9315 F A X 029-851-3730

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和2年10月21日から令和2年11月11日まで (1)に同じ。

### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和2年11月12日 16:00まで (1)に同じ。

応募者は要件を満たす資料を作成し(書式は任意、但しA4版とする)、別紙「参加意思確認書」に添付のうえ、持参、郵送(書留郵便に限る)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

なお、上記期限までに到着しなかった場合は、当該参加意思確認書は無効とする。

### (4) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行うとともに

に、一般競争入札に移行するものとする。

(5) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

- ① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないと審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。
- ② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(6) その他

- ① 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- ② 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 一旦受理した参加意思確認書は返却しない。
- ④ 一旦受理した参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための窓口照会 5（1）に同じ。
- (3) 一般競争入札方式による公示を行うこととなった場合、その旨後日通知する。
- (4) 4（1）②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格を有していない場合も 5（3）により参加意思確認書を提出することが出来るが、本件が一般競争入札による公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格申請を行う場合には、当該資格を有していなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。